各位

2020 年 3 月 26 日

イワキ株式会社

新型コロナウイルス感染症に対する勤務対応について（第 5 報）

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の抑制、また従業員の感染リスクを低減するため、さらに東京都からの外出自粛要請また各地の感染状況を踏まえ、勤務対応の方針を「在宅勤務の利用を強く推奨する」から、感染が特に増加している地域の拠点に対し「原則在宅勤務」とする旨の変更を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 勤務形態

・2020 年 3 月 26 日から 4 月 17 日までの期間、出社が不可避の業務に限り出社勤務とし、次のように拠点別に勤務形態の扱いを変更いたします。

・東京都に所在する各拠点：原則在宅勤務
・大阪支社、名古屋支店　：原則在宅勤務
・富山支店、福岡支店　　：在宅勤務制度の利用を強く推奨

2. 対象者

・全従業員（パート社員、嘱託社員含む）

3. その他

・不要不急の会議、会合は引き続き中止または延期いたします。
・この間、公私を問わず海外から帰国した場合は、二週間の在宅勤務ののち出社可能とすることといたします。

以上